

**2024年度「二国間クレジット制度(JCM)等を活用した低炭素技術普及促進事業
／低炭素技術による市場創出促進事業(実証前調査)」公募に関するQ&A集(2024年4月25日版)**

No.	質問事項	回答
1	対象国はJCMパートナー国だけとあるが、その他の国の場合は応募できませんか。	今回の公募では提案を受け付けておりません。
2	複数国での実施を想定した提案は可能ですか。	JCMは二国間事業であり、国が異なれば別個の事業となることから、複数国で同時に事業を実施するという提案は認めておりません。
3	定量化フォローアップ事業は実施せず、実証事業までの委託事業の提案は可能でしょうか。	実証前調査、実証事業及び定量化フォローアップ事業をセットで実施することが必須となります。
4	実証前調査で初めて調査する事業は本公募の対象となりますか。	本公募は実証事業を行う前提で実施する実証前調査の募集ですので、提案時点で既にフィージビリティスタディ等を実施済みである等、一定程度の実現可能性をもって具体的な計画が作成されている必要があります。また、相手国含めた参加者の合意が得られていることを前提として審査いたします。(別添5リスク管理シート及び別添6経済性評価関連資料にも具体的な情報をご記入いただく必要があります)
5	あらかじめ実証サイトが決まっていることが必要ですか。本公募への応募に当たり、相手国企業等との間で、具体的にどの程度協力体制が構築されていることが必要ですか。	案件内容にもよりますが、実証サイト候補は、実証前調査期間中に相手国企業との間で実証事業実施に係るPAの内容に合意することが必要なため、提案時にあらかじめ相手国企業との間で合意できていることが望まれます。実証前調査終了の段階で実証事業の詳細な役割分担及び費用負担を合意するため、提案時には、相手国企業等と実証事業の全体計画について大枠で合意されていることが望まれます。
6	公募対象として技術課題が必要ですか。	相手国において提案者が有する日本の低炭素技術・システムを普及させるための技術課題があることが本実証事業の要件です。当該国に単に設備を導入することのみを目的とする事業は対象となりません。
7	国内で実績のある技術のみが対象となりますか。	国内で導入実績があることは必須ではありませんが、普及が期待できる程度の水準に達していることが必要です。また、国内での導入実績はないが、海外実証の結果、日本にも導入しうるポテンシャルを有する技術である場合は、詳細を記載ください。なお、全く導入実績のない技術については、当該技術の導入効果・優位性等に係る詳細な説明が必要であることをご留意ください。
8	NEDOで既に採択されている国内実証事業に参画している企業と協力して、今回の公募に提案することはできますか。	可能です。ただし、当該事業と提案内容に重複があると判断される場合は採択できませんので、ご注意ください。
9	国内での実証事業は可能ですか。	国内での実証事業は対象外です。本実証事業は、日本の低炭素技術を相手国で普及させるために、相手国での技術課題を解決するとともに当該国やその周辺国での普及に資することを目的としておりますので、国内での実証事業は想定しておりません。ただし、No.8にもあるように、海外実証の結果、提案技術がその優位性および競争力から日本にも適用しうるポテンシャルを有する場合はその詳細を提案書に記載ください。
10	対象国、対象分野によって、採択・不採択の結果が決まりますか。	応募案件の採否は、審査基準の各項目の審査内容に基づき総合的に判断されます。公募要領に記載の対象に明らかに該当しない提案については採否判断に影響しますが、対象範囲として記載している限りは、対象国・対象分野のみで採否が判断されることはありません。
11	対象国別、対象分野別など、採択件数の枠はありますか。	対象国別、対象分野別に枠は設けていません。今回の公募では、事業予算の状況に応じて、採択基準を満たした案件を複数採択する予定です。
12	実証前調査、実証事業、定量化フォローアップ事業のそれぞれの予算規模を超えることはできますか。	提案する委託事業は公募要領に記載しているそれぞれの予算規模を超えることはできません。予算規模を超える分は委託事業者の負担として、提案することは可能です。ただし、NEDO委託事業の予算規模の範囲内で実施する内容が、当該実証事業の中核をなしていることが条件となります。判断に迷う場合は応募前にご相談ください。
13	実証事業段階で新たに事業者等を体制に加えることは可能ですか。	実証事業の実施体制は、実証前調査の提案時に提示されたものが原則です。提案内容の主たる部分について、途中で新たな委託事業者を加えることは認められません。実証事業段階で新たに事業者等を体制に追加することを提案時点で想定している場合は、その旨を実証前調査の提案書に明記してください。
14	共同提案は認められますか。	公募要領に記載の通り、共同提案は認めます。その場合は必ず提案事業の責任者となる幹事法人を定め、各企業等間の責任と役割を明確にしてください。また、実証事業の技術課題の克服を担う企業等を必ず共同提案先に含めるようにしてください。
15	公募要領に、共同提案の場合は幹事法人を決めなければならないと記載がありますが、幹事法人とそれ以外の共同提案者の具体的な業務内容の違いはどのようなものですか。	幹事法人は、NEDOからの連絡窓口や提案書、契約書及び報告書等の取りまとめ・提出等を担っていただきます。
16	「再委託」と「外注」との違いは何ですか。	再委託とは、委託業務の一部を更に第三者に行わせるもので、専門的知見等を有する者に対し業務を委任することにより、業務遂行の効果を高めることができるものをいいます。外注は、請負業務のように、仕様書に基づく結果のみを要求するものです。再委託は原則不可ですので、専門的知見等が必要な場合は共同提案者としてください。ただし、やむを得ず再委託する場合は、提案者自身がその業務を実施できず、第三者に委託する合理的な理由が必要となります。

No.	質問事項	回答
17	外国企業との共同提案や外国企業への外注は可能ですか。	公募要領P.6の応募要件にあるとおり、一定の要件を満たす場合には、日本法人とその海外現地法人との連名による提案も可能です。
18	具体的な温室効果ガス排出削減量の目安、最低限の基準はありますか。	公募要領P.5に記載のとおり、温室効果ガス排出削減効果の最低基準を設定しています。当該数値が提案書上で超えていない場合は、「対象とする技術・システム」の要件を満たしませんので、基準を満たす内容をご検討の上、提案してください。
19	実証事業の温室効果ガス排出削減量のMRV方法論は、どのような方針で作成すればよいですか。	当該JCM/パートナー国のJCMガイドライン等に基づき作成してください。
20	JCM手続きについて、PINの提出はどのタイミングで開始すればよいですか。(実証前調査の間中か、または実証開始後か)	PIN提出手続きについては、現在日本政府が、各パートナー国との間で順次追加を進めています。PIN提出手続きが正式に導入されていない国については、実証前調査の段階で必ずしも開始いただく必要はありませんが、正式導入に備えて準備を進めておく必要があります。一方、PINが導入されている国については、合同委員会で異議がないことが認められないとJCMプロジェクトとして認められないため、実証前調査の段階から対応して頂く必要があります。
21	一定の期間内にPAが締結出来なかつたらペナルティが課せられますか。	ペナルティは特に設けてはいたしません。事業化評価実施後、一定時間を経過してもPAが締結できない場合、再度事業化評価を行う等の見直しが必要となる場合があります(仕様書P.6-7参照のこと)。
22	温室効果ガス排出削減効果基準が要件とされているが、実現できなかった場合にペナルティ等があるのか教えていただきたい。	実現できなかった場合のペナルティ等は特段ありませんが、実証前調査から実証事業に移行する際の事業化評価において、温室効果ガス排出削減効果基準を満たさないと判断される場合、実証事業に移行できない可能性があります。
23	実証事業終了後の普及展開期間における温室効果ガス排出削減効果は、どのように算定すればよいでしょうか。	提案技術・システムの当該国・周辺国等への普及件数や当該設備の耐用年数等に基づき見込み値を算定してください。なお、実証事業終了後の普及展開期間のいずれかの時点で年間10,000t-CO2以上の排出削減効果が見込まれる案件であることが、提案の要件の1つとなります。
24	実証事業終了後、実証事業で取得した資産を相手国に無償譲渡することはできますか。	実証事業の委託期間終了後は、実証事業委託契約約款 第20条の2 に基づき、委託事業者がNEDOから有償で引き取ることが原則です。無償譲渡は、有償譲渡には適さないとNEDOが判断し、且つ、公募要領P.21-22に記載しているNEDO業務方法書第40条第3項第二号の条件を満たす場合に限定されます。
25	定量化フォローアップ事業で何を実施することが求められていますか。	NEDOとしては実証事業で導入した低炭素技術・システムの設備を、実証事業終了後も継続して活用し、温室効果ガス削減効果を可能な限り維持していただきたいと考えています。実証事業終了後、我が国の貢献により着実な温室効果ガス排出削減効果と十分なクレジット発行が見込まれる案件は、温室効果ガス排出削減効果の定量化とJCM手続き実施によるJCMクレジット獲得の拡大を継続することが求められます。なお、本事業における実証設備・システムの操業費用はNEDOは負担しませんので、委託事業者か相手国のいずれかが負担する前提です。その前提を考慮したうえでご提案ください。また、定量化フォローアップ事業では、並行して、その成果の普及に係る活動も委託事業として支援します。詳細は仕様書をご参照ください。
26	実証事業の成果として発生するJCMクレジットの配分について何か行う必要がありますか。	両国の貢献割合等に応じたJCMクレジットの配分案について相手国企業等と協議のうえ合意・提案していただく必要がありますが、実際のJCMクレジット配分の割合は日本政府と相手国政府から成る合同委員会で協議・決定されます。なお、公募要領P.22 留意事項(10)に記載のとおり、政府動向に応じた対応を求めることになるので、ご協力をお願いします。
27	提案書としてページ数の制限はありますか。	特にページ数の制限等は設けていません。適切な分量にて、簡潔に、分かりやすく記載いただくことが重要です。
28	事業報告書、財務諸表の提出内容について教示いただけますか。	直近の事業報告書、直近3年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書)を提出してください。共同提案の場合、提案者ごとに提出が必要です。当該書類はまとめて1つのPDFにして、所定の応募サイトにアップロードしてください。
29	会社案内は、どのような書類を提出すればよいですか。	会社案内は、会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書で、例えば会社の沿革等が判るパンフレット等で結構です。共同提案の場合には提案者ごとに会社案内が必要です。当該書類はまとめて1つのPDFにして、所定の応募サイトにアップロードしてください。
30	採択後、委託契約の手続きもweb上で行うのですか。	「プロジェクトマネジメントシステム」を利用することになります。詳細は「委託業務事務処理マニュアル」P.216以降をご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2024.html

<関連の参照先資料>

・委託事業、経理処理等に係る全般的なお問い合わせは、以下URLをご参照ください。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

・委託業務事務処理マニュアル

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2024.html